

一九五〇年（昭和二十五年）財團法人国立公園協会は会長佐藤尙武の下に幹事として石神甲子郎・小野鶴太郎・森直一・森脇竜雄を委嘱し、事務所を国立公園部内に置き、直ちに活動を開始した。即ち一月二十七日参議院議長公舎に会長副会长理事監事の初顔合せがあり、昭和二十五年の事業計画、予算案等を諮り、将来の発展策につき意見の交換を行つた。二月には東京都観光審議会が設置せられ、会長には浜口雄彦が選任された。三月には東京都の希望により、国立公園審議会委員有志は大島・神津島・式根島・下田・石廊崎・松崎・仁科・今井浜・伊東等を一巡視察し、これで伊豆七島と伊豆半島との視察は完了したわけである。三月に入り、海上技官は国立公園部の技術官として選ばれ、渡米することとなつて出発した。内閣観光事業審議会は委員幹事の任命を終つて、最初の顔合せがあり、会長として浜口雄彦を選挙し、直ちに議事に入り、重要議案の選定につき審議し、観光道路並に宿泊施設の緊急整備を議題としてとりあげ、特別委員に付託して散会した。特別委員会では昭和二十五年度又は二十六年度に跨り、外客旅行のため緊急整備を要する路線の改良・鋪装・新設の実施・接收ホテルの解除並にホテルの新設につき具体案を決定し、五月一二日内閣総理大臣に建議した。なお調査審議中の議案には、瀬戸内海関係観光施設緊急整備計画があつた。そして七月一四日には瀬戸内海の観光施設の整備案として観光港・遊覧港・観光道路・ホテル・休養施設・交通機関並に観光船用燃料の特配等に関する件を議案として審議した。又国立公園審議会は四月第三回審議会を開き、瀬戸内海の区域拡張と奥秩父国立公園の区域と日光・富士箱根の事業の一部と伊勢志摩の計画及事業の一部とにつきそれぞれ特別委員長の報告があり、いずれも原案通り可決され、奥秩父の名称については多摩秩父とすることに決定した。又この審議会では新に佐波弥彦・琵琶湖・英彦山・日田・耶馬の国立公園に連する区域について諮問があつた。五月尾瀬原保存期成同盟は東・鎌木・岸・田中・田村・本田・村井が代表委員としてG・H・Q燃料部に出頭して、尾瀬発電計画に対する反対陳情を行つた。この月厚生省で国立公園主管課長事務打合会が開催され、公共事業費が始めて計上されたこと、国立公園管理費及び現地調査費も、新に計上された点等注目された。終つて富士山麓一周視察旅行が催された。六月には国立公園審議会委員一行は静岡県の招きにより浜名湖の視察を為し、静岡市で知事と会見して伊豆問題につき意見の交換を行つた。北伊豆と南伊豆とを分割する案と一団とする案、富士箱根に関連して考慮する案

と伊豆七島に結び着ける案等、種々の構想があつて、解決の見通しは仲々困難であることを想わせた。その後又委員一行は尾瀬原奥日光視察のため出張して、問題の重要さを愈々深めていることが窺えた。富士箱根国立公園では七月強羅のケーブルカーが復活して運転を開始し、八月には小田急を湯本まで引込んで乗客の便は増大し、又富士山麓鉄道も河口湖まで延長され、日曜日には新宿から直通電車が運転されることとなつて、五湖巡りは頗る容易となつた。

国立公園部では予て、模範的な集団施設地区を実現しようと希望していたが、例年の国立公園施設費七〇〇万円の他公共事業費八五〇万円（半額国庫補助）が本年より認められたので重点的に施設を整備することとなり栃木県と協力して国立公園計画による湯本の集田施設地区の計画の実施を始めとして富士箱根と伊勢志摩の施設の一部整備を行うことに決定した。米国々立公園の調査で豊富な知識と見聞とを土産に池上技官が帰朝すると、入れ代りに予てリッチーからの推薦もあり、G・H・Qの諒解もえられて、飯島部長はアメリカの国立公園を視察することとなり、三ヵ月間の日程で、七月一五日空路出発した。

この月第四回国立公園審議会が開かれ、国立公園に準する三つの候補地の区域決定の件と新に磐梯朝日国立公園の区域と日光・富士箱根・阿蘇三国立公園の区域拡張につき諮問された。そして準国立公園の区域については、別段意見もなかつたが、その名称を国定公園とするについては、種々の意見が出て、暫く保留されたが、ほどなく国定公園と決定して告示された。又英彦山・日田・耶馬の名称は耶馬日田英彦山とすることに決定した。顧れば、琵琶湖と耶馬溪英彦山は、国立公園運動の始まつた当初から継続して今日に至るまで国立公園指定を期していたので



府海外渡佐

あるから、国定公園と決定したのに、さほど満足しているわけでもあるまいが、その景観が人文的要素を混入する程度が著るしく、選定標準に適わなかつたためであると考えられるが、そのために観光地として格下げされたよう誤解のないよう希望された。更に八月に第五回国立公園審議会が開催され、磐梯朝日と日光の拡張区域について審議され、いすれも原案通り可決となつた。これで国立公園の新設と区域の拡張とは一段落となり、あとは最も困難な富士箱根と阿蘇の区域拡張が懸案として残されたわけで、国立公園の总数は一七箇、面積一、五八一、八三六陌、国土面積の四・三%に達したわけである。しかしながらなお国立公園又は国定公園の新指定を希望し陳情、請願を提出して居る景勝地は四十余個所に達し、これをいかに取扱うかと云う事は頗る重大の事であつて充分の研究と慎重審議を要する次第である。これより先、田村は山口県に招かれ長門日本海一帯を調査した。又この頃宮島弥山にケーブルカーを架設する計画があり内閣から観光事業審議会委員として森・田村両委員は調査のため出張を命じられたが、これは風致上の問題としても可否の論があるが、経営上寧ろ自動車道路を開墾する方が妥当であろうという結論に到達した。又この頃新聞紙上で尾瀬原問題が切にとりあげられ、風致か産業かの論が闘わされ国立公園部でもこれに対し「尾瀬原の諸問題」という冊子を印刷して、問題の所在を周知せしめるよう努めた。文部省も尾瀬の調査を始めることとなつて、辻村・本田・鎧木の三博士を派遣した。八月七日森管理課長の転出により、甲賀春一が就任して、部長不在中その代理を命じられた。八月から九月にかけて岸・田村両委員は石神計画課長と前後して長崎県十九島平戸五島に出張し、調査した。九月には国土綜合開發審議会では関係各省より資料の提出並に説明を求めていたが、国立公園その他観光資源を疎外の傾向があるものとして一部に不平の声を聞くようになつた。国立公園協会では既に都道府県の主管部長を参与に、主管課長を地方幹事に委嘱していたが、更に中央並に地方に専門学者又は経験者を専門委員に委嘱して、それぞれの面で協力を仰ぐこととした。又機関誌をば月刊とする方針を決定し、国立公園パンフレット・エハガキ等を統々刊行している。又七月二一日から八月二〇日までを期間として、厚生省都道府県主唱、協会主催、各種関係団体協力により「自然に親しむ厚生運動」を開催した。一〇月一〇日磐梯朝日国立公園指定祝賀式が東京工業クラブで開催され、高松宮両殿下の御臨席があり、頗る豪華な催しあつた。この月内閣観光事業審議会は京都で開催され

京都奈良の主要な観光資源を視察し関西側の委員を交えて、意義ある催しであつた。一〇月二七日、飯島部長は無事帰朝したが、依頼免官となり、後任としては総務課長森本潔が就任した。飯島部長は公衆保健局調査課長から初代部長となり、国立公園行政上最も創期的な時代に幾多の業績を残したわけであつて、その積極的な政策は一応終止符をうたるべき機会に際会していたと見るべきで、国立公園発展史は、ここで政策の転換を要求する段階に達したものと觀せられる。一一月一九日には秩父多摩国立公園指定記念祝賀会が、東京会館で催され、関係四都県の代表者が集つて、関係大臣その他関係者の出席があつて頗る盛会であつた。

日本国立公園史年表

わが国の国立公園の発達史上著明な事件を拾つたが、特に重要なものについては日付をも記した。外国の事件は比較对照上興味あるものに限つた。明は明治、大は大正、昭は昭和の略号である。

- 一五七七（天正五） ◆蘭人始めて長崎に来る。
- 一六三五（寛永一二） ◆長崎に蘭人の商館が出現する。
- 一六四三（寛永二〇） ◆林春斎の日本事跡考に日本三景を選ぶ。
- 一六九〇（元禄三） ◆ケンブル来朝翌年江戸に入る。その著書に雲仙の地名現れる。◆大淀三千風日本行脚文集に日本十二景を選ぶ。
- 一七七一（明和八） ◆朝鮮信使一行中の李邦彦瀬戸内海の鞆の景観を日東第一形勝と絶讃する。
- 一七七三（安永二） ◆アメリカ独立を宣言する。
- 一七七五（安永四） ◆博物学者ツンベルグ来朝する。

一八二一（文政四）

◆伊能忠敬の大日本沿海輿地全図なる。

一八二三（文政六）

◆日本近代科学の父シーボルト長崎に来る。

一八二六（文政九）

◆シーボルト江戸に入る。途上瀬戸内海を過ぎ備讃瀬戸の景観を絶讚する。

一八三二（天保三）

◆アメリカのホットスプリングスは議会の決議により保留せられる。

一八三三（天保四）

◆シーボルト日本動物誌を著わす。

一八三五（天保六）

◆シーボルト日本植物誌を著わす。

一八四四（弘化元）

◆松浦武四郎蝦夷探検の途につく。

一八五三（嘉永六）

◆ペリー浦賀に来る。

一八五九（安政六）

◆シーボルト再び来朝する。◆英國公使アルコック江戸に着く。

一八六〇（万延元）

◆新見豊前守始めて米国に渡航する。◆アルコック富士山に登る。

一八六八（明元）

◆自然詩人ジョン・缪ア加州に入る。

一八七〇（明三）

◆この頃蘭書に代り英米の科学書流布し始める。◆自転車始まる。

一八七一（明四）

◆岩倉具視ら欧米に派遣さる。

一八七二（明五）

◆エローストン国立公園設定さる。◆東京横浜間鉄道開通する。◆日本アルプスの命名者ゴーラ
ンド来朝する。◆帝国鐵道協会創立さる。◆新宿御苑の地に試験場が設けられる。

一八七三（明六）

◆一・一五公園設置に關する太政官布告が出る。◆日光に金谷コテジ・インを開業する。

一八七五（明八）

◆岡部長職七ヵ年間米国に留学。◆地質学者ナウマン来朝する。

一八七六（明九）

◆東京大学医学部教師としてベルツ博士赴任し三五年間在職する。◆駒場農学校及び札幌農学校
設立せらる。◆日曜休日制始まる。

一八七七（明一〇）

◆東京大学理学部創設せられ、生物学科・地質採鉱学科設置せられる。◆京都神戸間鉄道開通す
る。◆長崎その他九州各地の宣教師夏季雲仙に避暑するようになる。

一八七八（明一二）◆ゴーランド立山・槍岳に登る。◆箱根に富士屋ホテル開業する。◆フェノローサ来朝する。

一八七九（明一二）◆東京地学協会設立せらる。◆グラント大統領日本を訪う。

一八八二（明一五）◆日本植物学会・大日本山林会設立せられる。

一八八三（明一六）◆陸地測量部を設置する。

一八八五（明一八）◆日本鉄道宇都宮線開通する。◆中仙道幹線上野横川間開通する。

一八八七（明二〇）◆帝国ホテル会社創立せられる。◆横浜國府津間鉄道開通する。◆松浦武四郎大台原山に登る。

一八八八（明二二）◆磐梯山破裂する。◆日光ホテル開業する。◆山陽鉄道神戸姫路間開通する。

一八八九（明二二）◆ウェストン師来朝する。

一八九〇（明二三）◆ラフカディオ・ハーン來朝する。◆ヨセミテ、ゼネラル・グラント、セコイア三国立公園設定せられる。◆日光線開通する。◆この頃上海・香港・南洋方面の外人雲仙に避暑する。◆軽井沢万平ホテル

最初の発足◆森林法保安林の規定が設けられる。

一八九一（明二四）◆ウェストン師浅間山・上高地等に登る。◆日本体育協会設立される。

一八九二（明二五）◆富士屋ホテルで始めて水力発電所を設ける。◆日光新井ホテル開業する。◆ウェストン乗鞍岳

槍岳に登る。◆雲仙に緑屋ホテル開業する。

一八九三（明二六）◆日光金谷ホテル開業する。◆雲仙の外人避暑客四三四人に達する。

一八九四（明二七）◆日清戦争始まる。◆志賀重昂「日本風景論」を著わす。◆日光中禅寺湖畔にレークサイドホテ

ル開業する。

一八九五（明二八）◆日清戦争後雲仙に露国避暑客増加する。◆軽井沢万平ホテル開業する。◆雑誌「太陽」創刊せ

らる。◆市内電車始まる。◆活動写真現われる。

一八九六（明二九）◆日本地質学会創立せられる。

一八九七（明三〇）◆この頃から県立公園の設置が多くなる。

一八九九（明三二）◆條約改正により外人の内地旅行並に居住の自由が認められる。◆レニア山国立公園設立せられる。◆金谷正造ホテル研究のため米英に渡る。

一九〇〇（明三三）◆自動車始まる。

一九〇二（明三五）◆米国プラット及びクレーダー湖国立公園設定せられる。◆松島公園設置せられる。◆三好学「植物生態美觀」を著わす。◆日光植物園設置せられる。

一九〇三（明三六）◆駒沢ゴルフ・コースが出来る。

一九〇四（明三七）◆日露戦争始まる。◆木下淑夫米英独に留学する。◆ドイツのコンヴァンツ博士の「天然記念物」が出来る。

一九〇五（明三八）◆ベルツ博士雲仙に来る。（毎年）◆天橋立公園・大沼公園設置される。◆広島市に始めて乗合自動車現われる。◆三好学が「日本植物景觀」を書き始める。◆小島鳥水が「日本山水論」を著わす。

一九〇六（明三九）◆米国古物保存法成る。◆新宿御苑現状に改造される。◆日本山岳会設立される。◆本郷高徳ドイツに留学し、造園を志す。◆高頭仁兵衛日本山岳志を著わす。◆嵐山公園設置される。◆軽井沢三笠ホテル開業する。

一九〇七（明四〇）◆岸衛ホテル研究のため欧米に渡る。

一九〇九（明四二）◆本多静六松島公園経営案を作る。◆スイスの国立公園設定される。

一九一〇（明四三）◆伊藤銀月が「日本風景新論」を著わす。

一九一一（明四四）◆雲仙県営公園設立される。◆史蹟名勝天然記念物保存協会設立される。◆高田師団のレルヒ少佐スキーテルを伝える。◆本多静六軽井沢遊園地設計方針を立てる。◆帝国議会で日光を帝国公園となすの請願が出る。

一九一二（明四五）◆宮島ホテル開業せられる。◆ジャパンツーリストビューロー創立せられる。◆タクシー現われる。◆雲仙にゴルフ場が造られる。◆本多静六琵琶湖・日光社寺境内・敵島公園の改良案を作る。

一九一三（大二）◆松島パークホテル開業する。

一九一四（大三）◆富士屋自動車株式会社（社長山口正造）を設立する。◆本多静六箱根・日光・大沼公園の風景利用案を立てる。◆河東碧梧桐が「日本之山水」を著わす。◆第一次世界大戦始まる。

一九一五（大四）◆米国ロッキー山国立公園設定される。

一九一六（大五）◆米国国立公園局設置される。◆内閣の經濟調査会は外客誘致に關する対策を決定する。

一九一七（大六）◆大町桂月が「山水大観」を著わす。

一九一八（大七）◆日本庭園協会設立せられる。◆田村剛が「造園概論」を著わし、始めて国立公園の文字を使用する。◆生駒山鋼索鉄道開通する。◆新島善直・村山醜造が「森林美学」を著わす。◆狩獵法制定される。

一九一九（大八）◆史跡名勝天然記念物法及び都市計画法制定される。◆国府津宮ノ下間乗合自動車營業を開始する。◆湯本強羅間登山鉄道開通する。◆小西和・川崎安之助等の外客誘致に關する建議案採択せられる。◆第一次世界大戦終る。

一九二〇（大九）◆本多・田村が霧島公園計画を立てる。◆田村剛内務省衛生局嘱託となり、公園法の調査を始めれる。◆内務省地理課がアーレンス著「合衆国の国立公園」を刊行する。◆史跡名勝天然記念物保存協会設立される。

一九二一（大一〇）◆明治記念日本大公園の請願が議会に提出される。◆衛生局保健課が国立公園候補地を物色して調査を始める。◆強羅早雲山ケーブルカー開通する。◆上原敬二造園研究のため米欧に向け出発する。

一九二三（大一二）◆関東大震災起る。◆田村剛米欧造園研究のため米国に向け出発する。

一九二五（大一四）◆日本地理学会創立せられる。◆ラジオ放送開始される。

一九二六（大一五）◆三好学が「天然記念物解説」を著わす。◆第三回汎太平洋學術會議が東京で開催される。

一九二七（昭二）◆經濟恐慌に襲われる。◆円タク流行し始める。◆田中内閣が經濟審議会を設置し、外客誘致策を決議答申する。◆衛生局が田村剛執筆の「国立公園」を刊行頒布する。◆三好学・氏原佐藏らハワイの汎太平

洋學術會議に出席する。◆大毎東日の日本八景の選定が行われる。◆國立公園協会の創立総会が開催される。

一九二八（昭三）◆山中湖ホテル開業する。

一九二九（昭四）◆雑誌「國立公園」創刊号が出る。◆世界的財界不況時代に入る。◆貴衆両院で外客誘致に關する中央機関設置の建議案可決される。◆浜口内閣の「國際貸借改善に関する審議会」は観光施設の整備方を答申、閣議決定となる。◆国宝保存法制定される。

一九三〇（昭五）◆國際觀光局創設せられ、初代局長に新井堯爾が任命される。◆國際觀光委員会設置せられ、阪谷芳郎委員長となる。◆内務省に國立公園調査会が設置される。

一九三一（昭六）◆満洲事變起る。◆二・二四國立公園法案上提され、三・二四可決、四・一公布される。◆一〇・一國立公園法施行され、國立公園委員会設置される。

一九三二（昭七）◆上海事變起る。◆日本學術振興会設置される。

一九三三（昭八）◆フィリッピンの最初の國立公園としてマキリン國立公園設定される。◆上高地ホテルが開業する。

一九三四（昭九）◆三・一六瀬戸内海・雲仙・霧島の三國立公園が第一次に指定せられる。◆風景協会設立される。◆琵琶湖ホテルが開業する。◆一二・四阿寒・大雪山・日光・中部山岳・阿蘇五國立公園指定せられる。

一九三五（昭一〇）◆世界經濟界好転する。◆雲仙・唐津・名古屋・河口湖・川奈五カ所のホテル新設に対し預金一部より融資可決される。◆東洋觀光會議が開催される。◆雲仙觀光ホテルが開業する。◆國立公園の洋画二八点完成する。◆入国外人數四二、六一九に達し最高記録となる。

一九三六（昭一一）◆二・一十和田・富士箱根・吉野熊野・大山四國立公園指定せられる。◆道府県立公園の根本方策に關する建議帝國議会で採択される。◆富士ニューランドロッジ・富士ビューホテルが開業する。○日本觀光連盟が創立される。◆富士ケーブルカー可否の論がたたかわされる。◆入国外人數四二、五六八人で、その消費額一〇七、八六六円で最高となる。

一九三七（昭一二）◆日華事変に突入する。◆内閣に企画院が設置される。◆台灣に大屯山・新高阿里山・次高タロコ三国立公園設定される。

一九三八（昭一三）◆一・一一厚生省設置され、国立公園及び体力向上施設の所管は体力局施設課となる。課長永井浩。◆日本厚生協会設立される。◆日独伊防共協定成る。◆登別グランドホテル・強羅ホテルが開業する。

一九三九（昭一四）◆阿蘇觀光ホテル・松島パークホテルが開業する。

一九四〇（昭一五）◆企画院は国土計画の調査を始める。◆日独伊三国同盟なる。◆一一・一〇紀元二六〇〇年記念祝典が催され、各地に記念事業が起る。◆田村剛満洲國に招かれ鏡泊湖国立公園候補地を調査する。◆厚生省落雷による火災にて一部焼失する。◆日光觀光ホテルが開業する。◆厚生省助成の運動場が各都市に造られる。

一九四一（昭一六）◆行政機構の簡素強力化が閣議で決定する。◆三・五国立公園委員会廃止となる。（国立公園法改正）◆国民勤労訓練所を各地に設置する。◆国立公園協会内に国土計画対策委員会を設置する。◆一〇・一八東條内閣成立する。◆一二・八米英に対し宣戦を布告する。

一九四二（昭一七）◆各地のホテル休業又は軍病院に借り上げられる。◆行政簡素強力化実施される。◆国土計画

一九四三（昭一八）◆国立公園候補地を選定し厚生省に建議する。

一九四四（昭一九）◆閣議で決戦非常要綱決定する。◆秩父・大島天城・志摩・琵琶湖・金剛高野・英彦山耶馬溪の供出問題起る。◆健民修練所を国立公園内設置運動を起す。

一九四五（昭二〇）◆閣議で決戦非常要綱決定する。◆秩父・大島天城・志摩・琵琶湖・金剛高野・英彦山耶馬溪の

六カ所を国立公園候補地と定め指定準備にとりかかる。◆国立公園予算本省費地方費共三分一に削減される。◆七・一七国立公園事務停止・職員転出・応召等により殆ど全滅となる。

一九四六（昭二一）◆三・一〇東京大空襲開始される。◆八・一五戦争終結の大詔発せられる。

一九四六（昭二二）◆G・H・Qに於ては民間情報教育局、ボバム大尉国立公園係長となる。◆二・八国立公園の所

管は衛生局保健課となる。課長三木行治。◆運輸省業務局に観光課設置される。◆全日本観光連盟設立される。◆新憲法公布せられる。◆一一・二〇伊勢志摩国立公園指定せられる。

一九四七（昭二二）◆国土健民会解散して国立公園研究会を設立する。◆三・二〇国立公園法施行規則改正される。

◆国立公園中央委員会設置される。◆七・一一国立公園部設置等五五〇万円の予算承認される。◆国立公園

新設運動盛んとなり、国立公園施策確立要綱を決定する。

一九四八（昭二三）◆二・一四国立公園部設置告示され、飯島部長・河野管理課長・石神計画課長任命される。◆五・

一九四九年（昭二四）◆運輸省大臣官房に観光部設置され、部長に間島大治郎が任命される。◆内閣に観光事業審議会設置される。◆米国国立公園局のリッチー到着日本国立公園の制度施設利用等を調査する。

◆田村剛が国立公園講話を著わす。◆G・H・Qに於て国立公園主管が公衆衛生福祉局に移る。

一九四九（昭二四）◆運輸省大臣官房に観光部設置され、部長に間島大治郎が任命される。◆リッチーの覚書到着する。◆五・一六支笏洞爺国立公園指定される。◆新宿御苑保存協会設立される。◆九・七上信越高原国立公園指定される。◆瀬戸内海国立公園及び観光事業促進協議会設立される。◆新たに財團法人国立公園協会が設立せられる。

一九五〇（昭二五）◆池上技官米国に出張する。◆二・二八皇居外苑・新宿御苑・京都御苑を公共福祉用財産として厚生省所管となり国民公園として開放される。◆五・一八瀬戸内海国立公園の区域拡張せられる。◆七・一〇秩父多摩国立公園指定される。七・二四琵琶湖、七・二七佐渡弥彦、七・二九耶馬日田英彦山の各国定公園指定される。◆飯島国立公園部長米国に出張する。◆九・五磐梯朝日国立公園指定される。◆九・二二日光国立公園の区域拡張せられる。◆一一・一飯島部長退官、後任として森本潔就任する。

二　国立公園の政策と制度

国立公園には各国に共通する思想があつて、これを外れたものは、国立公園 National Park とはいわれない。国立公園をいかに観念するかが、すべての国の国立公園政策や制度の基本である。しかし各國にはそれぞれ永い歴史をもつた民族政治・社会・文化等があつて、国立公園に対する思想も必ずしも一様でなく、殊に自然を対象とする国立公園は国土の自然條件によつて著るしく支配されるので、これ亦国立公園思想を左右することになる。同一の国でも政治・社会・文化は、いつも推移しているから、時代により国立公園思想も多少変化している。しかしかなる国、いかなる時代にも共通し、将来とも更まることのない国立公園の觀念を確立して置くことは、一切の政策や制度に先行すべきである。国立公園の理想が政策や制度によつて、動搖することは好ましいことではない。こうした意味で、ここに国立公園の本質を吟味して置くことは、頗る重要なことであると思われる。国立公園本来の性格を明確にすれば、自らある国の国立公園政策や制度に、どんな特徴があるかも判るであろう。

国立公園思想がどんなものであるかを、物語りとして説明するならば、さきに述べたエローストンの物語がそれであるといえる。これを短かい文章に要約するならば「国立公園は明確に国民的重要性と興味とを有する風致的、科学的、歴史的乃至は先史的魅力のある地域を、公衆に享用させるため、永遠に亘つて国が保存する保留地である」という嘗てアメリカ国立公園局で発表した国立公園の定義となるわけであるが、しかしこれだけではまだ誤解を招き易い点がある。少くも本当の国立公園と、そうでないものとを、もつとはつきりと区別する必要があるので、近頃まで国立公園局長であつたニュートン・ドリューリー Newton B. Drury が、国立公園協会に働きかけて、国立公園協会の理事会で決め評議員会に諮り、更につき全アメリカの国立公園に関心をもつ各種団体の意見をも徴して、決定した「国立公園標準」というものがある。これは、国立史跡公園、国立軍事公園、国立道路公園等と区別す

るために、傑出した処女的又は原始的大景観を保存するための保留地を大国立公園 Great National Park 又は国立原始公園 National Primeval Park と名づけている。これが本当の国立公園であつて、それは単に広大なそして原始的な状態のものであるばかりでなく、同時に同一類型の景観を代表して傑出してあり、あらゆる時代のあらゆる民衆の享用、教育、インスピレーションのために、現状のままで絶対に保存しなければならぬほどに重要な地域であると説明している。そしてその後ドリューリー局長の指図で作成された一九四七年の国立公園局管理便覧には、「国立公園はある景観又は自然的奇観で、それを保存することが、そのままに、公衆の利益と享用とインスピレーションとに役立ち国家としてこれに関心をもたねばならぬほどに傑出する原始的又は野生的性格の広大な地域である」と定義している。これがまず今日のところでは、**国立公園の定義**として、最も妥当なものではないかと思われる。若しこれを解剖して條件的に書き直して見るならば、次のようになるであろう。

一、国立公園は大面積に亘る原始的乃至は野生的な景観地域であること

二、その自然景観をそのままの貌で保存することが、それが同時に公衆の利益や享用や特に靈感を享けるのに役立つこと

三、そのためには、その保存と利用とに重大な関心をもち、責任を負わないではいられないこと

そこでもし第一の定義のようであれば、国立公園の選択の範囲はかなり広いが、これは強いてアメリカ政府が現に管理する史跡や自然記念物のようなものを含めるための定義と見える。もし又第二の定義とすれば、例えばイギリスのような国立公園はこれに含まれないことになる。又アメリカで現に国立公園と呼ばれているものの中にも、これにあってはまらないものも出て来る。しかしそんなものは、多くは政治的に指定されたもので、アメリカ国立公園局でも、これを整理してもよいという含みがあつてのことである。従つて国立公園本来の伝統的性格を厳格に維持しようとするには、この第二の定義によるべきである。現にアメリカで東部地方に第二流の景観地を国立公園に指定した時には、各方面から厳しい批判があつて、このようにして行けば、各州に少くも一つ宛の国立公園が指定せられて、地方公園と何等違つたものでなくなつてしまふであろう。それは単に国立公園という商標をはりつけるだけのことである

と国立公園協会の常務理事ロバート・ヤードなどから非難されたものである。又カーネギー財团のジョン・メリアン等も、国立公園は単に美しく休養と教育とに役立つだけでなく、他の場所では到底体験出来ない大自然の靈感にうたれる処で、大自然を崇拜し礼讃する地上最高の祭壇でなくてはならぬとして、そのインスピレーションナルな景観の有無によつて、国立公園は他の類似の公園と区別すべきであるとして、国立公園の濫設を警告している。欧米各国の国立公園観念も大体に於てこのようなもので代表されてよいようであるが、国土と国民とを異にする各国のことであるから、多少甘いものもあるのは免れない。

このように国立公園を義解すると、これから国立公園の種々な政策や制度が発展して来ることが判るであろう。暫くアメリカ合衆国的事情に局限して、これを検討して見ることとしよう。

まずアメリカでは、国立公園を主管する部局として、国立公園局 National Park Service が内務省の一局として設けられ、局に土地計画係・建設係・公共施設係・保安係に分れる第一課があつて、主席課長がこれを統轄する。第二課は総務係・法令係・人事係・予算係・決算係・森林係に分れ、第三課は休養計画係・博物係・史跡係・弘報係となつてゐる。又全国を四つの地域に分割して、それぞれ国立公園地方事務所を置き、中央の局の分課に準ずる機構をもたせ、又各公園にも公園長の下に、多数の保護係・秘書係・博物係・土木係・交通電気係・衛生係・機械係等を置き、職員が配置され、国立公園監視員・博物指導員・史跡指導員等も含まれて利用者に親しまれている。又別に局長直属の首都公園課があつて、ワシントン都



富士山（旭光）

のすべての公園体系を所管している。こうした充実した機構をもつてゐるが、しかも局の政策上重大な案件については、第一流の大学教授や科学技術団体・事業団体・中央地方公共団体の各代表者の意見を聞くことにしてゐる。しかし日本の国立公園審議会のような制度はない。なおアメリカの野外レクリエーションにつき、国立公園と対立して重要な施設をもち、民衆に親しまれているものに国有林があり、主として所在する地方住民の利用にあてられてゐるが、この外に各種の地方公園があり、州立公園などは、国立公園局の指導下に、州立公園体系の整備に努めている。又国立公園局は政府の他の部局即ち衛生局・道路局・山林局・水産野生動物局とは、緊密な連絡を計り、その協力を得てゐる。これまでに国立公園道路のために議会で承認された道路費は一億三千五百万弗である。又現存するホテル・ロッジの外、将来諸施設計画に要する経費は一億一千五百万弗と見積られ、一九四八年度の国立公園局の予算は一〇、一二八、〇五五弗で、このうち二、三六五、〇〇〇弗は土地買収費で、他は管理費と事業費である。

・ 国立公園の指定については、多數の候補地のうちで、重要なものにつき慎重な科学的調査を行い、国立公園標準に合格するものにつき、法案を議会に上程し、その決議を経た上で、大統領の調印があつて、指定されるのが常道である。しかし既に述べたように、政治的に処理され、局の関知しないうちに、指定されたようなこともあつて、この制度が必ずしもよいとも考えられないが、国家的に重要な行政的措置であるから、議会を通さないわけには行かぬらしい。しかし国立公園の土地は全部国有地ではなくてはならぬので、若し民有地が含まれるような時には、それを国が買収するか、或は所有者が寄付するか、又は地元が買収して寄付するかしなければ、指定は出来ないので、候補地が決定しても指定されるまでには一〇カ年もかかるような例もある。国立公園の自然是、現状のままで保存するのが国立公園政策の根幹であるから、水力電気事業・鉱業・農林業・狩猟等は一切許可されない。それでも国立公園以外の國家記念物などでは、屢々こうした産業の開発計画があつて、風景か産業かの重大な問題を惹起することもあるが、国立公園当局は徹底的に闘つて、民衆の公正な判断を受け、議会の決議に従うことになつてゐる。又国立公園内の交通宿泊施設については、多くは各公園毎に一つの特許会社を認めて、政府の厳重な監督の下に、経営させるのであるが、近来はホテルなどもなるべく国費で建築して、会社に貸し、宿泊料を安くするよう努めている。既設の民営の

ものまで買収する方針である。宿舎にはホテル・ロッジ・キャビン・キャンプの四種類があつて、利用者の自由な選択に委ねられている。利用者の大多数は自家用車で乗り入れるが、入園者にはすべて入園料が徴集され、それが道路の修繕費にあてられるわけである。国立公園の利用者を誘致するためには、各種の印刷物や地図が作製してあつて、無料で頒布され、関係の国立公園会社や交通会社や商工会議所等も、パンフレットや映画やあらゆる方法で宣伝している。

こうして全国民の間に、アメリカ第一の観光対象は国立公園ということになつてゐるが、ヨセミテのように景観交通等の有利なものになると、一時に多数の利用者が殺到して、厳粛静寂な環境を台なしにするといふので、国立公園の交通宿泊施設等を無制限に発展させることは、国立公園の一種の破壊行為となるので、当局も頭痛鉢巻の形である。過度の開発、それは日本の箱根や日光や上高地などでは、既に問題を通り越してゐる觀がある。又国立公園にふさわしくない利用方法も、警戒されている。心身の休養や鍛錬もよいが、それはインスピレーションの享用を妨げるようなことになつてはいけない。自動車道路は勿論、歩道でも、原始自然の観察や観照のために、特に貴重な地域へは、これを引き入れることを抑えていた。飛行場や停車場などの設置は国立公園の区域外に限られている。いかなる建築物も、及ぶ限り目立ない位置で、環境に調和する外観とするように注意されている。国立公園の運営方針は、現在のままの姿で、これを保護して、来るべき国民へ遺すことが、基本となつていて。

カナダの国立公園では、一部に私有地が含まれ、又国の計画による市街地計画があつて、商店や別荘なども、認められる点で、アメリカと異なるが、これは人口稀薄な地方にある大公園での話で、入植を奨励する政策の一つの現われと見られる。しかし公園内の観光企業は、すべて免許料を支払わねばならぬ。又この国の中重要な国立公園政策の一つは、外客特にアメリカからの利用者を誘致して、国際観光收入をあげることであるが、利用者の大半は自家用車で簡単な旅行をする者が多いで、利用者数の割合には、金を落さない。それでも観光收入は、この国で第三位の国際的生産業となつていた。

歐洲諸国の国立公園は既述の通りで、主として自然保護区域 Nature Reserves といわれるべきものが多く、スイ

スのようには極端な例もあつて、全然公衆の観光とかレクリエーションといつた方面的の利用を考慮しないものもある。しかしイタリー・フランス・オーストリア・ハンガリー・ボーランド・スウェーデン・ノルウェー・イギリスのように、国民のレクリエーションを加味するものが多い。それでも国際観光には、殆ど利用価値がないのが寧ろ普通である。国立公園の土地は、殆ど例外なく、国有地でなければ、管理者が地上権を設定して、完全な土地の管理権をもつてゐる。しかし管理者が十分な補償費をもたない場合もあるので、一部の産業的利用を容認して、完全な自然保護をば区域の一部に限るという地域制を採用するものがある。区域内で狩獵を許可するものの多いのも、歐洲らしい点である。又管理機関としては、政府監督の下に置かれる国立公園委員会を設置しているものが多く、現地の直接の管理は、便宜政府の出先機関によるものが多いようである。

そこで日本国立公園の政策と制度との特徴を調べて見よう。これは国立公園法を基礎にして検討するのが便利である。

さて日本の国立公園は、その設定運動の経過からも判断されるように、多分に国内乃至は国際観光目的で運動が展開された觀があつて、この運動を主唱した例ではアメリカの国立公園制度に習い、その理想は自然保護に重点を置く、堅実なものであつたに拘わらず、現實にはその理想がかなり歪められている事實を見逃すわけには行かない。又これを主管する主務省が衛生行政の官庁であつて、政策上国民のレクリエーションに重きが置かれたのは当然で、これは国立公園の主なる利用目的に適つていったから、幸いであつたが、これは一方文部省という史跡名勝天然記念物に関する主務省があり、他方には国際観光を主管するようになつた運輸省があつたという事情からも、想像されるところである。しかし国立公園運動の始められた時に、多分に国土省的色彩のあつた内務省に、主務部局が置かれていたことは、運動の発展のために、好都合であつた。国立公園制度に関する調査会の特別委員会で、その所管を内務省ではなく、寧ろ土地関係からして、農林省とすべきではないかという意見もあつたが、今日から考えても、それは一理あると思えるが、果して有利であつたかどうか疑われる。とにかく国立公園をどの省で所管するのが最も合理的であるかということは、種々論議されるけれども、實際問題としては、又種々の意見もたち、なかなか簡単には極めら

れない。しかしその所管をあまり便宜主義で決定するのは永遠の理想をもつ国立公園にとつては決してよいことではあるまい。又国立公園は、それ以外の自然公園や国家記念物などを総合して、その体系のうちに併せることは望ましい。この見地からも、その所管を考慮する必要があると考えられる。議論はともかくとして、日本の国立公園は永い伝統をもつ厚生省の所管である。そしてこれを他の省に移管する有力な根拠のない限り、強いてこの点を吟味する必要もないようである。そしてこれを指定し、計画や事業を決定するのは厚生大臣である。しかし国立公園はその土地を現状の所有関係のまま指定し、そのうちには都邑や農林地や河川や湖沼等各省の所管に関係ある土地が含まれ、民有地もそのままで公園となるのである。その自然景観を保護するためには、私権を制限する必要もある。又こんな公園の管理や事業のために国費を支出するのであるから、これも法律の根拠によらねばならぬ。こんなわけで、日本で国立公園を設定するには、是非共国立公園法といつたような法律によらねばならなかつた。そして先に述べたように、国立公園の総括的な管理に当るのは厚生大臣であつて、大臣の権限があまり大きすぎるというので、指定とか計画や事業の決定といふような重要な事項を決定するには、諮問機関である国立公園審議会の意見を聞くことにしてある。近頃日本でも各種の行政委員会が出来て来たが、こうした機関で国立公園を管理するようにするのもよいが、それには日本の国情はどうしても官庁側の代表者を加える必要があるので、現行の通りにして置くのと大差はない、これを変更する積極的な理由もないようである。寧ろ審議会の重要性に鑑るならば、各委員は真によく国立公園を理解して、單に大臣の諸問に対し、応えるだけではなく、どんどん建設的な意見を出して、政府を輔けるだけの識見の高い人物が多くなるようすればよい。

同時に関係地方でも、真剣に国立公園に関心を寄せるべきである。国立公園思想に共鳴して、その保護と利用につき政府に協力して行くようになりたい。国立公園は単なる客引きのために都合のよい商標や看板であるという意味で、ありがたがるのではなく、本当の国立公園の姿を見出して、せめてはその自然を愛護し、それにふさわしい利用の仕方をするだけの協力が望ましい。民衆の声がそこにあれば、それは必ず議会にも政府にも反映して、国立公園行政は軌道に乗つて来るに違いない。国立公園政策などといつても、現在の日本では、眞面目に論議される段階には置かれ

ていない状態である。しかしどにかく、日本の国立公園の利用者数は頗る多く、殊に学生生徒や青少年の国体利用者の多いのは、外国ではあまり見られない、ほほえましい光景である。精確な統計はないが、アメリカなどに比べても利用者の数は多いと思われる。こうした盛大な利用を健全なものに導いて行くことは、国立公園政策の一つとしてとりあげられてよいと思われる。又日本の国立公園利用者のうちには、かなり多数の外人がいて、それは數カ所の国立公園に限られてはいるが、たしかに国際観光の一翼を担つてゐるといえるであろうから、この方面も重要政策の一つとするに足るであろう。要するに日本の国立公園では、国民のレクリエーションと教養とインスピレーションとのために、又国際親善と外貨獲得とに貢献するものとして、国立公園は重要な国家の施設と見ることが出来る。

それにも國立公園の施設は、極めて不十分である。国立公園といつても道路は悪いし、宿舎や慰安施設はあつても、旧来の名所巡り社寺詣でのお客様を対象とする式のもので、近代の健全なレクリエーション向きの施設は殆どなく、博物や自然現象の観察をたすける博物館もない。そのくせ料亭や売店は軒を並べて、甚だしく景観を害している。一体国は何をしてきたかといわれても致し方がない状況であるがこれは誰の責任でもなかろう。要是国民生活水準、国民教養水準が向上して、国民が国立公園の厚生文化的意義を本当に認識するようにならねば、国立公園の保護と利用施設の整備は困難である。

又外客誘致が見えざる輸出だというので、この点は一般国民も政府も見遁してはいないのであるが、今日のような鋪装もしてないでこぼこ道では、一度来た者は、日本の国立公園に愛想をつかして、却つて逆宣伝をして呉れる結果にならう。要するにも少し国民も政府も国立公園の理想、使命とその現状を知つてほしいものである。国立公園政策を語る前に、こうした問題があることを認めて置くべきである。

そこでもとに返つて次に国立公園行政の衝に直接当る機関はどうかと見ると、現在は管理課と計画課の二課よりも国立公園部が大臣官房に置かれ、その所管事務は厚生省設置法により次のように定められている。

- 一、国立公園を保護し、国立公園計画を定め国立公園事業を行うこと。
- 二、国立公園及び温泉に関する觀光事業を指導育成し、これらに関する利用施設の整備改善を図ること。

三、皇居外苑、京都御苑及び新宿御苑を維持管理すること。

四、景勝地及び休養地に關し、國民厚生のため調査を行い、これらの普及発達及び利用の増進を図ること。

五、國民の厚生のために、公園（都市計画上の公園を除く）に關し、調査を行い、その整備改善を図ること。

六、温泉を保護し、その利用の適正を図ること。

なお部内二課の分掌する事務は厚生省組織規定により、次の通りになつてゐる。

國立公園部管理課計画課

管理課においては、左の事務をつかさどる。

一、國立公園の管理を行うこと。

二、皇居外苑、京都御苑及び新宿御苑の管理を行うこと。

三、國立公園審議会に關すること。

四、温泉に關すること。

五、觀光事業の指導を行うこと。

六、部内他課の主管に屬しない事務に關すること。

計画課においては、左の事務をつかさどる。

一、國立公園の指導及び國立公園計画を行うこと。

二、國立公園利用施設の整備を行うこと。

三、皇居外苑、京都御苑及び新宿御苑の整備を行うこと。

四、公園、景勝及び休養地に關する事務を行うこと。

五、觀光及び休養に關する調査並びに統計に關すること。

國立公園部定數

昭和二十六年四月二十五日厚生省訓第六十一号訓会による國立公園部定數は左の通りである。